

連体修飾を受ける機能動詞文の内部制限

— 「NP に対する VN をする」構文をめぐる—

賀 学成

キーワード：機能動詞文 VN 句

1. はじめに

本稿では、機能動詞文¹「VN をする」において名詞句「NP」が共起する際に、連用修飾構造をとる文と比べて、連体修飾構造をとる文（以下、「連体修飾型機能動詞文」と呼ぶ）の成立する制限が何に由来するかを考察する。

- (1) a. 明日香村に対して補助をする。(NP が格成分として)
- b. 明日香村に対する補助をする。(VN 句²が格成分として)
- (2) a. 市民に対して約束をする。
- b. ? 市民に対する約束をする。

例 (1) をみると、(1a)「に対して」(連用修飾構造)と(1b)「に対する」(連体修飾構造)は統語的な異なりはあるが意味的にはほぼ変わらず、どちらを取っても文は成立すると考えられる。しかし、例 (2) を見ると、連用修飾構造の (2a) は成立するのに対し、連体修飾構造の (2b) はやや自然さが落ちる。文によっては「に対して」と「に対する」が自由に置き換えられない場合があると考えられ、(2a) に比べて (2b) の許容度が下がる制限が何に由来するかが課題となる。本稿では、(2b) のような「NP に対する VN をする」構文の内部制限について考察していく。

「NP に対する VN をする」構文を対象としてその内部制限を議論するものは、管見の限りでは見当たらないが、格助詞「の」を伴う連体修飾構造「NP の VN をする」構文の制約については影山 (1993) の研究があげられる。機能動詞文「VN をする」の中には、(3) のように「NP の VN をする」が成立する場合もあれば、(4) のように許容度が低い文も見られる。影山 (1993) では、「主語の意図性」と「完了結果に片寄らない継続動作」を表さない場合、当該構文から排除されることを指摘している。

(3) 質流れ品の販売をする。(影山 1993:295)

(4) * 大統領の暗殺をする, *計画の断念をする, *マラソンコースの完走をする

(影山 1993:295)

¹ 「VN をする」構文を村木 (1991) に従い「機能動詞文」と呼ぶ。

² 「NP 連体修飾 VN」というような一つの格成分となりうる句を VN 句と定義する。

本稿は「NP に対する VN をする」の内部制約を見出すため、統語的に同じ構造をとる「NP の VN をする」構文の内部制約についての先行研究を踏まえたうえで、「NP に対する VN をする」構文の用例によって内部制約を検証していく。

2. 先行研究

2.1 機能動詞文に限定する必要性

機能動詞文は、例 (5) のように、統語的に「VN を+機能動詞」のような連語となり、動名詞が実質的な意味を担うとされている。それに対し、例 (6) の「勧告を拒否する」のように実質の意味を持つ動詞になると、動名詞 VN と動詞のそれぞれが独立した意味を担う文になる。

- (5) a. 当事者に対して勧告をする。
b. 当事者に対する勧告をする。
- (6) a. 当事者に対して勧告を拒否する。
b. 当事者に対する勧告を拒否する。

(5) と (6) では、「に対して」「に対する」によって「当事者」の係り先が異なる。(6) の場合、連体形 (6b) では「当事者」は「勧告」と結びつき、連用形 (6a) では「拒否する」と結びつくため、意味的に差異が生じる。(5) の場合、連用形 (5a)・連体形 (5b) の両方で「当事者」の係り先は意味的には「勧告をする」となっている。

(5a) と (5b) は一見したところ両者が同義で交替可能なものであると思われる。しかし以下 (7) に再掲するように、「に対して」の文が文法的である一方で、「に対する」の文は許容度が落ちる例が存在する。

- (7) a. 市民に対して約束をする。
b. ? 市民に対する約束をする。((2) 再掲)

(7a, b) では、いずれも「市民」の係り先が「約束をする」であり、意味構造上の差異はないにもかかわらず、「に対する」のみが自然度が低く、この制限が何に由来するのか、機能動詞文の特性として、さらに検討する必要がある。

2.2 機能動詞文における「NP」

影山 (1993) は「NP の VN をする」における NP について述べている。NP が VN の修飾語となる場合と NP が VN の目的語となる場合があるとされている。(8) のように、修飾語となる NP 「ピアノ発表会」の場合は、ヲ格を取り「練習する」の目的語になることはできない。他方、(9) 「公園」のように NP が目的語に当たる場合は、VN である「掃除」は「する」編入が可能であるとされている。

- (8) a. ピアノ発表会の練習をする。
 b. * ピアノ発表会を練習する。(影山 1993)
- (9) a. 公園の掃除をする。
 b. 公園を掃除する。(影山 1993)

ただし、NP が目的語の場合であっても、(10a) の場合は「NP の VN をする」が適用できず、「NP を VN をする」という構文は「二重ヲ格制限」(柴谷 1978) によって成立しないため、(10b) のように「NP を VN する」に書き換えられなければならない現象も観察される。

- (10) a. ? 大統領の暗殺をする。
 b. 大統領を暗殺する。

なお、(10a) を不適格と感ずるかどうかは話者によって異なる可能性があるが、(8a) と比べると、(10a) の容認度がやや落ちることは間違いないと言えるだろう。これらの容認度に対する直感的な差異は、ルース・トークの中で生じるわずかな差異と見ることもできるが、本研究ではコーパスなどの大量のデータを用いることで、そこに潜在的に存在する文法的制限について検討を加えることを目的とする。そこで、NP が目的語に相当する機能動詞文について、「NP の VN をする」の制限を踏まえたうえで、複合格助詞の例との比較を通して連体修飾型機能動詞文の制限を再検討する必要がある。

2.3 機能動詞文における「VN」

先行研究では、ヲ格を取る VN の対格性について指摘されている。Miyagawa (1989) は「をする」構文と共起しない動名詞を挙げ、項の転送ができない理由について、(11) で示したような VN は外項を持たないためであると説明している。また、同様に小林 (2004) は <Burzio の一般化> に従い、外項を持たない動名詞は「する」に転送した項に対して、「非対格動詞」と同じく対格を与えることができないと述べている。

- (11) ? 誕生をする。/? 流行をする。(Miyagawa1989)

しかしながら、外項を持つ VN が必ず「をする」と共起するわけではない。「逮捕」は外項を持つ VN であり、(12a, c) の文が成立するが、(12b) のように「スリの逮捕」という VN 句は「をする」と共起できない。

- (12) a. 警官がスリを逮捕した。(UchidaandNakayama1993)
 b. * 警官がスリの逮捕をした。(UchidaandNakayama1993)
 c. 警察が逮捕をした。

このことから、「NP の VN をする」の内部制限を見るには、VN 句全体を観察する必要があると思われる。

2.4 VN 句内部の意味制約（影山 1993 による）

この節では、影山（1993）による他動性パラメータ³を用いた分析について、「NP の VN をする」構文の不適合性に関する概念を以下の①～⑤に整理する。

① 動作性

動作主による動作性が低い場合は「NP の VN をする」構文に当てはまらない。動作性が低い VN とは、「動き」ではなく「状態」を表す VN である。以下の例が挙げられている。

(13) * 先生の信頼/信用/尊敬/意識/崇拝をする。（影山 1993:299）

(13) で挙げている VN はいずれも他者（この場合は「先生」）への態度や心理状態を表すもので、動作性が低いと言える。このように動作性が低い VN の場合は当該構文が共起しにくい。

② アスペクト

VN 句にアスペクト性がある場合、つまり動作の完了または開始、瞬時性を表す VN は「NP の VN をする」構文に当てはまらない。

- (14) a. * チケットの発売をする（開始）（影山 1993:300）
b. * 日本の近代化をする（完了）（影山 1993:300）
c. * 犯人の目撃をする（瞬時性）（影山 1993:301）

「販売」という動きを表す VN に対し、(14a) の「発売」は起動相に重点がある。また、(14b) 「～化」という接尾辞は完了結果に意味的焦点がある。(14c) の「目撃」のような VN は途中過程を含まない瞬時の出来事を表す。いずれもアスペクト性がある VN とみなされ、当該構文が成立しない。

③ 意図性・動作主

動作主による意図的な動作であれば VN は「をする」を取ることができるが、動作主が自

³ 他動性パラメータという概念は、Hopper&Thompson（1980）による他動性の階層（Transitivity）という考えと結びついたものである。Hopper&Thompson（1980）では、「複数の当事者のほうが他動性が高い」「非動作より動作のほうが他動性が高い」「アスペクトの完了相と瞬時は他動性が高い」「肯定が否定より他動性が高い」「現実是非現実より他動性が高い」「主語が動作主である方が他動性が高い」「目的語に影響を及ぼす方が他動性が高い」「目的語が個別化される方が他動性が高い」となされている。影山（1993）はその概念を援用し、合致しているかを議論している。

らの意思でコントロールしている事態でない場合は、ヲ格標示を取ることができない。例えば、同じ「回転」であっても、(15a)のように、非能格自動詞の場合は「をする」を取ることができるが、(15b)のように非対格自動詞の場合は「をする」を取ることができない。

- (15) a. スケート選手が回転をした。
b. * モーターが回転をした。(小林 2004:53)

(15b) では、内項である主語が自らの意思で「回転」をコントロールできず、ヲ格標示ができないと考えられる。一方、(15a)のように外項である「スケート選手」が主語の場合はヲ格標示を伴うことができる。このことは、VNが「をする」と共起できるかは前文の要素とも関係していることを示している。

④ 影響度

目的語への影響の度合いに注目すると、影響度が重大である場合、または皆無である場合はどちらも「NPのVNをする」構文を用いることができない。(16a)は影響度が「重大」である例、(16b)は影響度が「皆無」の例である。

- (16) a. * ホステスの殺害をする, * 犯人の逮捕をする, * 敵国の攻撃をする
b. * 異性の意識をする, * 進学希望をする, * 欠点の自覚をする
(影山 1993:298 一部抜粋)

ただしここでは影響度の判定の基準や、なぜ影響度が構文の成立に関係するかについての議論は展開されておらず、影響度という要素は影山の議論においてあまり重要視されていないと考えられる。

⑤ 対象の個別化

対象物の特定性が高いと、「NPのVNをする」構文に当てはまらない例が見られる。影山(1993)によると、「洋服の選択」であれば「NPのVNをする」構文に当てはまるが、「その洋服の選択」のように対象物を個別化すると、「NPのVNをする」構文が成立しなくなるという。

- (17) a. 洋服の選択をしたのは誤りだ。
b. * その洋服の選択をしたのは誤りだ。(影山 1993:303)

しかし、例えば「その言語の研究をする」のように、対象が個別化されても「NPのVNをする」構文が適合する例も存在することから、対象の個別化が真の制約ではないと考えられる。例えば、(17b)の「その洋服の選択」は、「いろいろ選択している途中」という意味

ではなく、「選択が完了した」という意味になるので、前掲②のアスペクト性による要因で排除されるとも考えられる。

2.5 「NPのVN」と「NPに対するVN」との対照

2.4節では影山(1993)をもとに「NPのVNをする」構文の制約を整理した。これを同じ統語的構造を持つ「NPに対するVNをする」構文にも適用できれば、その制約の汎用性が主張できる。また、もし適用できなければ、他にも制約がある可能性があると思われる。ここでは、前節でまとめた影山(1993)によるVN句の「他動性パラメータ」の分析を参考にし、考察を試みる。

① 動作性

動作性の有無が「NPに対するVNをする」構文においてもVN句内部の制限となっているか検討する。

- (18) a. ? 先生に対する信頼／感心をする。
b. 先生に対する意識をする。

(18a, b)におけるVNはいずれも動作性が低いですが、(18a)の文に比べて(18b)の文はそれほど不適格性が感じられない。そのため、「動作性」は「NPに対するVNをする」構文の制約であるとは断言しにくい。

② アスペクト

次に、アスペクト性を持つVNが「NPに対するVNをする」構文に出現可能かどうかを検証する。(19)に挙げたアスペクト性を持つVNは、いずれも(20)に示したように「NPに対するVNをする」構文に共起すると不自然となる。

- (19) 処分, 返事, 寄与, 銃殺 (完了)
発売 (開始)
- (20) a. ? 学生に対する処分をする。
b. ? 大統領に対する銃殺をする。
b. ? 付添人に対する発売をする。

したがって、「完了/開始」のアスペクトを持つVNは「NPに対するVNをする」構文でも排除されると考えられる。

③ 意図性・動作主

次に、動作の意図性の有無、動作主によるコントロールの可否が「NPに対するVNをす

る」構文においても制限となるかどうかを検討する。たとえば「世界を認識する」という動作は動作主の意識状態を表し、動作主がコントロールできるとは考えにくいので、(21a)は成立しないと言える。ただし、(21b)のように「学生」が意図的に「認識」という動作を達成する文脈を与えると文が成立する。

- (21) a. ? 学生たちが世界に対する認識をした。
b. 学生たちがネットを利用して、世界に対する認識をした。

(21)を見ると、文の成立・非成立は、動作主によるコントロールの可否が文脈上に明示されているかどうかに対応している。このことから、「NP に対する VN をする」構文でも、動作性によるコントロールとヲ格標示の関連性が見られることがわかる。

④ 影響度

次に、目的語への影響度が「NP に対する VN をする」構文の成立に関与するかどうかを検討する。(22)によれば、このパラメータは「NP に対する VN をする」構文には関係しないと考えられる。

- (22) a. 子どもに対する虐待をする。
b. ? 子どもの虐待をする。

同じ「虐待」というVNであっても、(22b)「NP の VN をする」構文では不自然だが、(22a)「NP に対する VN をする」構文では自然である。このことから、(22b)が成立しないのは、VNの影響度が重大であるためではなく、連体修飾の「の」が不適格であるためと考えられる。

⑤ 対象の個別化

最後に、対象の個別化について検証する。(23c)の文では対象「学生」の意味する範囲が不明確だが、(23a, b)では対象が「勤続十年以上の者」のようにより個別化されており、これにより「勸奨」の持つ完了のアスペクト性が強くなり、許容度が下がっていると考えられる。このことから、2.4節⑤で論じたのと同様に、「対象の個別化」という観点よりも、それを受けて発生する「アスペクト性」が制約として働いていると考えられる。

- (23) a. 勤続十年以上の者に対して勸奨をしておりました (略) (BCCWJ:国会会議録)
b. ? 勤続十年以上の者に対する勸奨をしておりました (略)
c. 毎年学生に対する勸奨をします。

以上によると、「の」による連体修飾型機能動詞文と「に対する」による連体修飾を受け

る機能動詞文の制限は共通している点もある一方で、異なる点もあると考えられる。このことから、本稿は「に対する」による機能動詞文の VN 句制限を検証し、その特徴を明らかにすることを目的とする。

3. 内部制限の由来する成分

2.4 節では影山 (1993) による連体修飾を受ける機能動詞文の制限を概観した。①～⑤では、制限の由来となる成分が異なっていると考えられる。

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ① 動作性 | 例: * 異性の意識をする。 |
| ② アスペクト | 例: * チケットの発売をする。 |
| ③ 意図性・動作主のコントロール | 例: * モーターの回転をした。(小林 2004) |
| ④ 影響度 | 例: * 敵国の攻撃をする。 |
| ⑤ 対象の個別化 | 例: * その洋服の選択をした。 |

まず、「をする」という箇所に着目する。「ヲ格」のとり VN として、「動作主によるコントロール (影山 1993)」ができない VN は成立しにくいと考えられる。例えば、③のように「モーター」が主格である場合、VN「回転」はコントロール性が低く、「ヲ格」と共起しにくいと思われる。また、アスペクト性がある VN も「をする」と共起しにくい。②は (24a, b) のように、「発売」をよりアスペクト的に無標な「販売」に変えることで許容度があがるとみられる。つまり、アスペクト性のある VN は「をする」と共起しにくい。他方、(24c) のようにアスペクトの性質が述語の部分に移動すると、許容できるとされている。

- (24) a. * チケットの発売をする。(影山 1993)
b. チケットの販売をする。
c. チケットの販売を開始する。

次に、「NP の VN」(VN 句)に着目する。①, ④, ⑤における VN 自体は「をする」と共起できるが、「NP」の部分を加えることで自然さが下がると考えられる。

以上を踏まえると、②, ③と①, ④, ⑤は着目すべき部分が異なる。このような VN 句の内部制限に迫る研究は、菅見の限りまだない。

4. コーパス調査及び分析

4.1 VN 句における NP の抽出

NP を付加することで連体修飾型機能動詞文が成立しなくなる要因を考察するために、本稿では「現代日本語書き言葉均衡コーパス (以下、BCCWJ)」から VN 句の語彙を抽出して分析する。なお、本稿は意味的には成立しうるが連体修飾型機能動詞文としては成立しな

いものを分析する。そのため、「NP に対して VN する」という連用修飾型機能動詞文の言語データを抽出し、連体修飾型機能動詞文に置き換えられるかどうか検証するというアプローチを用いる。BCCWJ における検索の結果、「NP に対して VN する」は 861 件のヒットが得られ、使用されている VN は 357 語（異なり語数）抽出された。その中で、頻度の高い上位 100 語の VN を対象とする。以上の手法で検索した用例の中から、検索対象外の VN については手作業で除外し、最終的に 95 語を分析の対象とする。

【表 1】抽出した VN の上位 95 語

VN	頻度	VN	頻度	VN	頻度	VN	頻度
交付	40	感謝	6	批判	3	測定	2
実施	26	回答	5	応答	3	表示	2
支給	22	説明	5	約束	3	発言	2
助成	21	執行	5	抗議	3	表明	2
適用	20	貢献	5	奉仕	3	公開	2
提供	19	申請	5	指導	3	コメント	2
補助	17	謝罪	5	保護	3	弁明	2
課税	17	取得	5	応援	3	プレー	2
使用	16	発行	5	援助	3	保障	2
質問	14	反発	4	求償	3	許容	2
請求	14	配慮	4	要請	3	対抗	2
要求	14	通知	4	供与	3	防衛	2
負担	12	反論	4	下落	3	アドバイス	2
支援	11	実行	4	贈与	3	勧告	2
設定	10	許可	4	分配	3	強制	2
報告	10	攻撃	4	賠償	3	供給	2
答弁	9	アピール	4	行使	3	付与	2
反抗	9	復讐	4	対応	2	配分	2
支出	9	補償	4	秘匿	2	賃貸	2
反応	8	提起	3	強化	2	調整	2
期待	8	上昇	3	静止	2		
協力	7	開放	3	感動	2		
出資	7	評価	3	憤怒	2		
提出	6	主張	3	立腹	2		
抵抗	6	弁護	3	理解	2		

4.2 VN 句の項構造

VN 句における NP は述語と格関係を持ち、述語の機能を持つ「する」の実質的な意味は VN に由来する。このことから、NP と VN には何らかの格関係があると考えられる。

- (25) a. 大学生に対して回答する。
b. 質問に対して回答する。

例えば (25a, b) では、それぞれの NP と述語との格関係が異なり、連体修飾型機能動詞文に変えても、意味的にそれぞれの文における格関係はそのままである。つまり、(25a, b) は NP がどのような項構造とみなされるかにおいて異なる。

また、表 1 では、意味的に同じカテゴリーに属する VN が存在する。同じ意味カテゴリーに属する VN は、取る項も類似していると予想される。

- (26) a. 答弁: <Agent<Goal<ThemeVN (「言語活動」)>>>
b. 回答: <Agent<Goal<ThemeVN (「言語活動」)>>>
(27) a. 感動: <Agent<ThemeVN (「心理事象」)>>
b. 憤怒: <Agent<ThemeVN (「心理事象」)>>

(26) グループでは「に対して」が Goal 項を標示し、(27) グループでは Theme 項を標示するという傾向が推測される。「に対して」がどの意味役割の項を標示するのかと、その VN が取る項構造は相関関係があると考えられる。

本稿は表 1 の 95 語の NP を概観的に分析するため、これらの語彙を『分類語彙表』(1967) にしたがって意味分類し、カテゴリーごとに分析を行う。VN を意味カテゴリーによって分類すると、表 2 のようになる。

以下では、「抽象の関係」と「人間活動・精神および行為」(及びその下位分類) に分類される VN について分析していく。

【表 2】VN の部門による分類

部門	VN の総数
抽象的關係	10
人間活動の主体	0
人間活動-精神および行為	85
生産物及び用具	0
自然物及び自然現象	0

4.3 「抽象的關係」に属する VN

このカテゴリーの VN では、(28) のような非対格自動詞に相当する VN が現れ、ヲ格と共起しないことを確認した。

- (28) a. 台車が電車に対して静止するため, (略) (BCCWJ: OT23_00009)
b. * 台車が電車 {に対して/に対する} 静止をするため,

(28b) では「静止」が非対格自動詞とみなされ、NP と VN の関係に関わらずそもそも「をする」と共起しない。そのため、(28a) のような「NP に対して VN する」構文に書き換えられる必要がある。

また、「に対して」の意味役割を分析すると、「を」に置き換えられる場合は Theme に、「に」に置き換えられる場合は Goal に相当し、NP が Goal の意味役割を持つ場合は「NP に対する VN をする」構文が成立しないことが分かる。

- (29) a. 司法裁判所に対して提起する。
b. * 司法裁判所に対する提起をする。

影山 (1993:278) では、一つの動詞が Goal と Theme の両方をとる場合、Goal が外部に、Theme が内部に表出されると指摘している。(29) では「司法裁判所」が Goal に該当し、VN 内部に入れないため、(29b) のように「NP に対する VN をする」構文が成立しないと考えられる。

次に、(30) で NP を Theme に該当するものに変更すると容認度が下がらないことを示す。

- (30) a. 主張に対して提起する。
b. 主張に対する提起をする。

(29) (30) の「提起」のような外項を持つ VN については、NP が Goal の項に相当する場合には、NP が VN 句の内部に生成できないために「NP に対する VN をする」構文が成立しないが、NP が Teams の項に相当する場合には、NP が VN 句の内部に生成できるために「NP に対する VN をする」構文が成立することを確認した。

以下 (31) に類例を挙げる。

- (31) a. * 東京地検に対する提出をする。(cf. 東京地検に対して提出をする。)
b. * 域外国に対する開放をする。(cf. 域外国に対して開放をする。)

4.4 「人間活動-精神および行為」に属する VN

4.4.1 「心」

このカテゴリーの VN は、動作主によるコントロールが不可能である感情を表す動詞が現れるが、これらがヲ格と共起しないことを 2.5 節で確認した。例えば (32) では、「感動」という VN がヲ格標示と共起しにくいいため、「NP に対する VN をする」構文から排除される。

- (32) a. 顧客の態度に対して感動する。
b.* 顧客の態度に対する感動をする。

また、コントロール可能の VN であっても、「NP に対する VN をする」構文には当てはまるが、「NP の VN をする」構文では成立しないという現象がみられる。その原因として、心理事象を表す「NP の VN」の場合、例えば (33a) の「企業の期待」では、「企業からの期待」か「企業への期待」かが曖昧になる一方で、(33b) のように「に対する」と共起することで、「企業」と「期待」の関係が明瞭になるためであることが考えられる。

- (33) a. * 企業の期待をする。
b. 企業に対する期待をする。

4.4.2 「言語」

このカテゴリーの「言語」を表す VN では、<Goal<ThemeVN (「言語活動」)>>という構造を持つ VN が多い。4.3 節で、「に対して」が Goal を取る場合には、「NP に対する VN をする」構文が成立せず、他方「に対して」が Theme を取る場合は、「NP に対する VN をする」構文が成立することを確認した。これは「言語」のカテゴリーにおいても同様である。

- (34) a. * 国民に対する回答をする。
b. 国民に対して回答をする。
(35) 質問に対する回答をする。

(34a) と (35) の構造は同じであるが、(34a) の NP「国民」は Goal であるのに対し、(35) の NP「質問」は Theme である。この例は、NP が Theme と Goal のどちらにあたるかが「NP に対する VN をする」構文の制限として働いていることを強く示唆している。

4.4.3 「行為」

このカテゴリーの VN は、「に対して」が Goal しか取れず、「NP に対する VN をする」構文に置き換えられないことを確認する。(36) に NP が Goal である例を挙げるが、いずれも不適格であることが分かる。このような場合、「に対する」を「に対して」にすることで自然になる。

- (36) a. * アメリカに対する実施をする。(cf. アメリカに対して実施する)
b. * 少女に対する実行をする。(cf. 少女に対して実行する)

4.4.4 「交わり」

(37a) の例では、「母親」が Goal に当たるか Theme に当たるかが曖昧である。(37b) のように「に向けて」に置き換えられることから、「母親」を Goal と捉える解釈も可能であろう。一方で、(37c) の文が意味的に自然であることから、「母親」を「反抗」の対象とす

る解釈も可能で、Theme と捉えることも可能である。このため、(37a)「NP に対する VN をする」構文が成立していると考えられる。

- (37) a. 母親に対する反抗をする。(cf. 母親に対して反抗する。)
b. 母親に向けて反抗する。
c. 母親が反抗の対象となる。

5. これまでの議論及び今後の展開

まず、本稿でのこれまでの議論をまとめる。影山(1993)では、VN 句内部の制約に関して、他動性パラメータの観点から「NP の VN をする」構文が成立しない条件を論じている。以下に再掲する。

- ① 動作主による動作性が関係する。
- ② VN のアスペクト性が関係する。
- ③ 動作主によるコントロール可能性が関係する。
- ④ 目的語への影響度が重大ないし皆無の場合には当てはまらない。

この4つの条件が「NP に対する VN をする」に適用できるか検証を行った結果、①と④の条件は適用されないことが明らかになった。ここから、①と④の条件が機能動詞文と共起する VN 句全体（「NP の VN」や「NP に対する VN」を含む）の内部制限として機能するかどうかについては疑問が生じる。

4節の分析では、VN をいくつかの意味カテゴリーに分類することで、それぞれのカテゴリーの VN が取る項が類似していることを示した。以下では、各カテゴリーの VN を分析した結果として、「NP に対する VN をする」構文における重要な特徴を整理する。

I: 「に対して」が取る NP が Goal に相当する場合、「NP に対する VN をする」構文は不適格となる。

Goal を表す NP をとる「に対して」は、「に」に言い換えられるものがほとんどであり、「に」格の項が「NP に対する VN をする」と対応していないと考えられる。また、このように不適格な文となった「NP に対する VN をする」構文は、「に対して」に置き換えることで、自然さが上がることが分かる。

II: VN が「心」の意味カテゴリーに所属する場合、個々の VN によって「に」もしくは「を」を取る。このような VN は「NP に対する VN をする」構文に当てはまるが、「NP の VN をする」構文には当てはまらないという現象がみられる。

他方、先行研究を支持するデータもみられる。

III: 外項を持たない VN はヲ格と共起しない。

IV: 動作主によるコントロールが不可能な VN はヲ格と共起しない。

特に、「に対して」と共起する VN のうち、感情を表す VN はコントロール不可能である

と考えられ、これらの VN はヲ格と共起しないということを確認した。

ただし、先行研究で言及している「VN のアスペクト性」や「NP の対象の個別化」といった制限については本稿で扱ったデータからは観察されなかった。この二つの要因は VN 句（「NP に対する VN」）の制限に適用されると考えられるが、「NP に対して VN する」のコーパスデータでは、アスペクト性を有する VN や個別化された NP が少ないため、これらの制約が生じているかについては検討できなかった。

本稿は、先行研究で挙げられていた「NP の VN をする」構文の VN 句内部制約の条件を「NP に対する VN をする」構文の VN 句内部制約に援用し、後者の構文では制約が生じない条件が存在することを明らかにした。「NP の VN」という限られた形式で見られた制約が、全ての VN 句（本稿の場合は「NP に対する VN」）に適用されるわけではないということは、「の」を用いた連体形式以外の広義の VN 句が機能動詞文と共起するとき、どのような包括的な内部制約があるかについて、さらに検討の必要があるということである。本稿では「に対して」と NP・VN の格関係を踏まえたうえで、VN 句に編入できる NP の項の特徴をまとめた。最も無標である「VN する」は「VN をする」という迂言的な表現になると何らかの制約が生じ、さらに格成分を加えて連体修飾として NP をとると、また新たな制約が生じると思われる。文構造の複雑化につれて制約が生じる現象を表 3 に示す。

【表 3】「NP に対する VN をする」構文になるまで各構文とその制約

構文	制約
VN する	
<u>VN をする</u>	外項を持つ (2.3 節)
NP に対して VN をする	
<u>[NP に対する VN]</u> をする	NP の項の特徴 (4 節)

本稿は「NP に対する VN をする」構文に焦点を当てて考察したが、そもそも「NP の VN をする」構文の内部制約についてもまだ明確になってないと思われる。例えば (38a) はアスペクト性を持ったため非文になるとされているが、(38b) のようにそもそも「VN をする」の形であっても不自然さが残る。つまり、(38) の例はあくまで「VN をする」の議論として理解すべきであると言える。

- (38) a. * チケットの発売をする。((14a) 再掲)
 b. ? 発売をする。

また、(39a) でも他動性パラメータによって不適格性が説明されているが、(39b) のように「NP の」の部分削除することで許容度が上がる。つまり、この場合、VN の表す動

作の他動性が問題なのではなく、「NP の」が付加されていることによる制約であると言えるが、「NP の」による制約の実態についてはまだ明らかにされていない。

- (39) a. * 先生の意識をする ((13) 再掲), * 敵国の攻撃をする ((16a) 再掲)
 b. 意識をする, 攻撃をする

そこで、「VN する」から「NP の VN をする」まで、各段階で見られる制約を表 4 にまとめる。影山 (1993) による内部制約は、「VN をする」の制約、および「NP の VN」を一つの VN 句として捉えた場合の、その VN 句全体の制約を説明したものとして理解できよう。一方で、「VN をする」が成立する表現に対して、「NP の」が付加することにより成立しなくなる制約についての議論はまだ検討の余地があると思われる。

【表 4】「NP の VN をする」構文になるまで各構文とその制約

構文	制約
VN する	
<u>VN</u> をする	外項を持つ
NP <u>を</u> VN をする	二重ヲ格制限
[<u>NP の VN</u>] をする	VN 句全体の他動性パラメータ
[<u>NP の</u>] VN をする	「VN をする」が成立する表現に対して、どのような「NP の」が共起しうるか

これからの展開として、「NP の VN をする」構文の内部制約についてさらに検討し（特に「NP の」部分による制約）、本稿で示唆している「VN 句に編入できる NP の項の特徴」と照らし合わせ、包括的な連体修飾を受ける機能動詞文の内部制約について検討していく。

【参考文献】

- 影山太郎 (1993) 『文法と語形成』ひつじ書房。
 小林英樹 (2004) 『現代日本語の漢語動名詞の研究』ひつじ書房。
 柴谷方良 (1978) 『日本語の分析』大修館書店。
 村木新次郎 (1991) 『日本語動詞の諸相』ひつじ書房。
- Hopper, Paul J. and Sandra A. Thompson (1980) Transitivity in Grammar and Discourse, *Language* 56, 251-299.
- Miyagawa, Shigeru (1989) Light Verb and the Ergative Hypothesis, *Linguistic Inquiry* 20:659-668.
- Uchida, Yoshiko and Mineharu Nakayama (1993) Japanese Verbal Noun Constructions, *Linguistics* 31:623-666.